

徳島市情報共有システム活用試行要領

(趣旨)

第1条 この要領は、徳島市が発注する建設工事（土木工事、営繕工事）において、建設現場における生産性の向上を推進する目的で情報共有システムの積極的な活用を試行するに当たり、必要な事項を次のとおり定める。

(定義)

第2条 この要領で用いる用語の定義を以下に示す。

(1) 情報共有システム

公共事業において、情報通信技術を活用し、受発注者間など異なる組織間で情報を交換・共有することによって業務効率化を実現するシステム。

(2) 機能要件

国土交通省が定める「工事施工中における受発注者間の情報共有システム機能要件」 ※国土交通省ホームページ参照

土木工事：http://www.cals-ed.go.jp/jouhoukyouyuu_rev20/

国土交通省が定める「工事施工中における受発注者間の情報共有システム機能要件」2019年版 営繕工事編 ※国土交通省ホームページ参照

営繕工事：<https://www.mlit.go.jp/gobuild/eizen-asp.html>

(3) LGWAN-ASPサービス

地方公共団体が利用する行政専用のネットワークであるLGWANを介して、府省、地方公共団体、公益法人、民間企業などが地方公共団体向けに各種行政事務サービスを提供するもの。

(対象工事等)

第3条 発注者は、業務効率化を目的とした情報通信技術の活用を推進するため、以下のとおり特記仕様書に記載するものとする。

第〇条 受注者は、本工事において情報共有システムの活用を希望する場合は、監督員の承諾を得たうえで、「情報共有システム活用試行工事【受注者希望型】」とすることができる。

2 試行工事とする場合は、別に定める「徳島市情報共有システム活用試行要領」を適用するが、内容については、監督員と協議の上、決定するものとする。

(使用システム)

第4条 使用するシステムは、国土交通省が機能要件を定める情報共有システムの最新のものを標準とすると共に、LGWAN-ASPサービスを利用したシステムとする。

※情報共有システム提供者における機能要件対応状況は、国土交通省ホームページを参照。

土木工事：http://www.cals-ed.go.jp/jouhoukyouyuu_taiou/

営繕工事：<https://www.mlit.go.jp/gobuild/eizen-asp.html>

(対象書類)

第5条 情報共有システムの対象書類は、次のとおりとする。

(1) 土木工事

情報共有システムの対象書類とする工事関係書類は、「土木工事主要提出書類一覧表」により、担当監督員と協議の上決定する。

なお、当該対象書類については、徳島市電子納品運用ガイドライン【土木工事編】に基づき、電子納品の対象とすることができる。

(2) 営繕工事

情報共有システムの対象書類とする工事関係書類は、「建築工事提出書類一覧表（共通書類）」により、担当監督員と協議の上決定する。

(電子署名・電子押印)

第6条 情報共有システムで処理を行う帳票における電子署名・電子押印については、紙への署名・押印と同等の処理ができることから、「書面」として認めるものとする。

ただし、紙と同等の原本性を担保するため、施工（履行）中においては、帳票の変更履歴を記録し、工事等完成後において紙出力しても受発注者の署名・押印と同等の処理がされていること。

(電子納品・検査・成果品の保管)

第7条 電子成果品の納品・検査・保管は、次のとおりとする。

(1) 土木工事

受発注者間の協議により当該対象書類を電子納品、電子データによる検査・電子成果品として保管する場合は、徳島市電子納品運用ガイドライン【土木工事編】に基づき実施するものとする。

(2) 営繕工事

本要領に基づき作成した工事帳票等は、担当者と協議により、しゅん工書類の一部として必要な資料について印刷の上、整理・納品し、検査を受けるものとする。

(システム使用料)

第8条 情報共有システムの使用料は、次のとおりとする。

(1) 土木工事

情報共有システムに要する使用料は共通仮設費に含まれるものとする。ただし、山間部等における電波の確保が困難な環境での通信環境整備(衛星通信等)に要する費用については、機器本体の費用を除く、通信費を受注者からの見積を確認の上、計上することとする。この際、これらの費用は共通仮設費、現場管理費、一般管理費等の対象外とする。

(2) 営繕工事

情報共有システムに要する使用料は共通仮設費に含まれていないため、使用する場合は、積上げ共通仮設費として積上げ計上するものとする。

(工事成績評定)

第9条 本要領に基づき情報共有システムを使用した場合は、主任監督員又は現場監督員による評価(5. 創意工夫I. 創意工夫【その他】)にて評価するものとする。

(その他)

第10条 本要領に定めのない事項については、受発注者が協議の上決定するものとする。

附則

この要領は、令和7年4月1日から施行する。

附則

この要領は、令和8年4月1日から施行する。